

## 東京都使用済自動車の再資源化等に係る行政処分要綱

### 第1章 総則

#### (目的)

- 第1条** この要綱は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）に基づく不利益処分（以下「行政処分」という。）を行う基準と事務手続を明確にし、行政処分の公正を保ち、透明性の向上を図るとともに、使用済自動車の適正な再資源化等を確保することを通じて、都民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。
- 2 使用済自動車、解体自動車、特定再資源化物品及びそれら进行处理する過程で発生した廃棄物の処理に関し、法第121条から第124条までの規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）が適用されることにより行政処分を行う際の基準と事務手続は、東京都廃棄物処理に係る行政処分要綱による。

#### (定義)

**第2条** この要綱の用語の意味は、次のとおりとする。

- 一 関連事業者 法第2条第17号に規定する関連事業者をいう
- 二 事業 法第42条第1号の登録を受けた引取業、法第53条第1号の登録を受けたフロン類回収業、法第60条第1号の許可を受けた解体業及び法第67条第1号の許可を受けた破碎業をいう
- 三 当事者 行政処分の対象となる者をいう
- 四 参加人 行政手続法（平成5年法律第88号）第17条第2項に規定する参加人をいう
- 五 違反行為 法、又は法に基づく命令若しくは処分に違反する行為をいう
- 六 違反行為への関与 他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けることをいう
- 七 欠格要件 引取業者に関し法第45条第1項第一号から第七号まで、フロン類回収業者に関し法第56条第1項第一号から第七号まで、解体業者及び破碎業者に関し法第62条第1項第二号に規定される要件をいう

### 第2章 行政処分の基準等

#### (再資源化の実施等に係る命令)

- 第3条** 次の各号に掲げる勧告に係る措置をとらない関連事業者に対し、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる（法第20条第3項、法第90条第3項）。
- 一 関連事業者が、正当な理由がなく法第19条に基づく引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為を実施しないとき、当該関連事業者に対してなされる当該必要な行為を実施すべき旨の勧告（法第20条第1項）

- 二 フロン類回収業者が、法第12条の主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準を遵守していないと認められるとき、又はフロン類回収業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。以下この号において同じ。）が法第13条第2項の主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準を遵守していないと認められるとき、当該フロン類回収業者に対してなされるその基準を遵守すべき旨の勧告（法第20条第2項）
- 三 関連事業者が、法第80条第1項、法第81条第1項から第12項まで又は第87条の規定を遵守していないと認められるとき、当該関連事業者に対してなされる当該必要な措置を講ずべき旨の勧告（法第90条第1項）

### （事業の停止命令・登録又は許可の取消し）

**第4条** 法第51条第1項及び法第58条第1項に基づく事業の停止命令及び事業の登録の取消しについての処分要件及び処分内容は、別表1のとおりとする

- 2 法第66条（法第72条において準用する場合を含む。）に基づく事業の停止命令及び事業の許可の取消しについての処分要件及び処分内容は、別表2のとおりとする。

## 第3章 行政処分の手続

### （趣旨）

**第5条** 行政処分を行うときは、この要綱の規定によるほか、行政手続法及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年東京都規則第169号）の規定による。

### （行政処分の手続の開始）

**第6条** 次の各号のいずれかに該当するときは、行政処分の手続を開始し、その事案の調査結果の内容を記載した調書（以下「行政処分検討調書」という。）を作成する。

- 一 関連事業者が違反行為又は違反行為への関与をしたとき。
- 二 関連事業者が欠格要件に該当するに至ったとき。
- 三 関連事業者が他の道府県、又は保健所を設置する市において行政処分を受けたとき。
- 四 その他、知事が必要と認めるとき。

### （意見陳述）

**第7条** 行政処分を行おうとするときは、次の各号に定める方法で当事者の意見陳述の機会を設ける。

- 一 次のいずれかに該当するときは、聴聞を行う。
    - イ 事業の登録の取消し
    - ロ 事業の許可の取消し
    - ハ イ、ロのほか、知事が聴聞を行うことが相当と認めるとき。
  - 二 前号イからハまでのいずれにも該当しないときは、弁明の機会を設ける。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は適用しない。
    - 一 生活環境保全上の支障が現に生じており、早急にその支障の除去をする必要があるとき。
    - 二 将来にわたる生活環境の保全上の支障の発生又はその拡大の防止を図るため、早急に行政処分を行う必要があるとき。

三 関連事業者が欠格要件に該当するに至ったことによる処分であって、その事実が裁判所の判決書又は決定書、その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

## (聴聞)

**第8条** 聴聞を行おうとするときは、聴聞の日の一週間前の日までに当事者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した聴聞通知書を交付して通知する。

- 一 聴聞の件名
  - 二 予定される行政処分の内容と根拠法令の条項
  - 三 行政処分の原因となる事実
  - 四 聴聞の日時及び場所
  - 五 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地、事務担当者の連絡・照会先
  - 六 聴聞の日に出席して意見を述べ、証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出できること。
  - 七 聴聞の日に出席する代わりに陳述書及び証拠書類等を提出できること。
  - 八 聴聞が終結するまでの間、行政処分検討調書を閲覧できること。
  - 九 代理人を選任できること。
  - 十 聴聞の日に主宰者の許可を得て、補佐人とともに出席できること。
  - 十一 正当な理由なく聴聞の日に欠席し、かつ、その日までに陳述書又は証拠書類等が提出されないときは、聴聞が終結すること。
- 2 当事者の所在が判明しない場合は、前項の規定による通知を、次の各号に掲げる事項を記載した書面を都庁又は多摩環境事務所の掲示場に公示することで行う。この場合は、公示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知が当事者に到達したものとみなす。
- 一 当事者の名称又は氏名
  - 二 聴聞の日時及び場所
  - 三 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地、事務担当者の連絡・照会先
  - 四 前項の聴聞通知書をいつでも当事者に対して交付する旨
- 3 聴聞は環境局廃棄物対策部計画課長が主宰する。ただし、計画課長が主宰できないときは、産業廃棄物対策課長以外の課長で計画課長の指名する者が主宰する。
- 4 前項の規定にかかわらず、行政処分の対象となる事実が多摩地区で発生している場合、聴聞は多摩環境事務所で行う。この場合、聴聞は多摩環境事務所管理課長が主宰し、管理課長が主宰できないときは、廃棄物対策課長以外の課長で管理課長の指名する者が主宰する。
- 5 主宰者は、当事者以外の者であって、当該行政処分に利害関係を有すると認められる者に対し、当該聴聞手続に参加することを求め、又は当該聴聞手続に参加することを許可する。
- 6 主宰者は、聴聞の日ごとに、聴聞の審理の経過を記載した調書（以下「聴聞調書」という。）を作成し、聴聞終結後、行政処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書（以下「聴聞報告書」という。）を作成する。
- 7 主宰者は、当事者又は参加人の求めに応じ、聴聞調書及び聴聞報告書を閲覧させる。
- 8 主宰者が必要と認めるときは、警察に協力を求めることができる。

## (弁明)

**第9条** 弁明は、当事者が弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出して行うものとする。

2 弁明の機会を設けるときは、弁明書の提出期限の一週間前の日までに、当事者に対し次の各号に掲げる事項を記載した弁明の機会の付与通知書を交付して通知する。

一 弁明の件名

二 予定される行政処分の内容と根拠法令の条項

三 行政処分の原因となる事実

四 弁明書の提出先及び提出期限

五 代理人を選任できること。

六 提出期限までに弁明書が提出されないときは、弁明の機会を放棄したものとみなすこと。

3 当事者の所在が判明しない場合は、前項の規定による通知を、次の各号に掲げる事項を記載した書面を都庁又は多摩環境事務所の掲示場に公示することで行う。この場合は、公示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知が当事者に到達したものとみなす。

一 当事者の名称又は氏名

二 弁明書の提出先及び提出期限

三 前項の弁明の機会の付与通知書をいつでも当事者に対して交付する旨

## (行政処分の決定)

**第10条** 行政処分の決定に当たっては、聴聞調書及び聴聞報告書又は弁明書の内容を十分に考慮する。

## (本人通知)

**第11条** 行政処分を行うことを決定したときは、当事者に対し行政処分の内容、根拠条項及び行政処分を行う理由を明記した行政処分通知書を交付する。

## (不服申立て)

**第12条** 聴聞の手続を経てされた行政処分については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てをすることができない。

## 第4章 雑則

### (行政処分事実の公表)

**第13条** 行政処分を行った場合は、その事実を公表する。

### (関係機関への通知)

**第14条** 関連事業者について、次の各号のいずれかに該当するときは、その事実を他のすべての道府県及び保健所設置市並びに財団法人自動車リサイクル促進センターに電子メール等で連絡する。また、第四号及び第五号の場合は環境省に報告する。

一 事業の停止命令

- 二 事業の登録の取消し
- 三 瑕疵による登録が行われていたことが明らかとなり、当該登録の取消しを行ったとき
- 四 事業の許可の取消し
- 五 瑕疵による許可が行われていたことが明らかとなり、当該許可の取消しを行ったとき

**（刑事告発）**

**第15条** 違反行為を確認した場合は、刑事告発を行う。

**附則**

（施行期日）

**第1条** この要綱は、平成20年2月19日から施行する。

**別表 1 引取業者及びフロン類回収業者に対する行政処分基準**

処分要件	処分内容	(参考) 罰則
1 (不正手段による登録) 引取業者に対しては法第51条第1項第一号、フロン類回収業者に対しては法第58条第1項第一号に該当するとき。	当該登録の取消し	1年以下、50万円以下
2 (登録基準不適合) 引取業者に対しては法第51条第1項第二号、フロン類回収業者に対しては法第58条第1項第二号に該当するとき。	事業の停止 (改善されるまでの6月以内の期間) 当該登録の取消し (改善不可能の場合)	
3 (欠格要件) 引取業者に対しては法第51条第1項第三号、フロン類回収業者に対しては法第58条第1項第三号に該当するとき。	当該登録の取消し	
4 (違反行為) 法第51条第1項第四号、法第58条第1項第四号に該当するとき。		
・使用済自動車一般廃棄物の委託基準違反 (法第137条に規定する違反行為) = (法第122条第11項の規定に違反したとき)	登録の取消し	3年以下、300万円以下
・事業停止命令違反 (法第138条第三号に規定する違反行為) = (法第51条第1項、58条第1項、66条(72条での準用を含む)に基づく命令に従わないとき)	登録の取消し	
・無登録営業・無許可営業・無許可変更 (法138条第一号、同四号、同六号に規定する違反行為) = (法第42条第1項、53条第1項、60条第1項、67条第1項、70条第1項の規定に違反したとき)	登録の取消し (例) 引取業者が無許可で解体業を行ったとき、引取業者としての登録を取消す	1年以下、50万円以下
・引取、引渡、再資源化に関する命令違反 (法第139条第二号に規定する違反行為) = (法第20条第3項に基づく命令に従わないとき)	登録の取消し	
・移動報告に関する命令違反 (法第139条第二号に規定する違反行為) = (法第90条第3項に基づく命令に従わないとき)	登録の取消し	
・関連事業者の業廃止・変更届出義務違反 (第140条第二号に規定する違反行為) = (法第46条第1項、48条第1項(59条での準用を含む)、57条第1項、63条第1項、64条(72条での準用を含む)、71条に規定する届出義務を履行しないとき)	事業の停止30日	
・報告の徴収における報告拒否、虚偽報告 (第140条第三号に規定する違反行為)	事業の停止30日	30万円以下
・立入検査拒否、妨害、忌避 (第140条第四号に規定する違反行為)	事業の停止30日	
・標識掲示違反 (法143条第一号、同二号に規定する違反行為) = (50条(59条での準用を含む)、65条(72条での準用を含む)の規定に違反したとき) ・その他の違反行為	事業の停止10日	10万円以下

上表において、罰条をもって記載したのものもあるが、行政処分は罰則適用とは別個に実施する。

別表2 解体業者及び破砕業者に対する行政処分基準

処分要件	処分内容	(参考) 罰則
1 (違反行為) 法第66条第一号(法第72条で準用する場合を含む。)に該当するとき		
・使用済自動車一般廃棄物の委託基準違反 (法第137条に規定する違反行為) = (法第122条第11項の規定に違反したとき)	許可の取消し	3年以下、300万円以下
・無登録営業・無許可営業・無許可変更 (法138条第一号、同第四号、同六号に規定する違反行為) = (法第42条第1項、53条第1項、60条第1項、67条第1項、70条第1項の規定に違反したとき)	許可の取消し	1年以下、50万円以下
・事業停止命令違反 (法第138条第三号に規定する違反行為) = (法第51条第1項、58条第1項、66条(72条での準用を含む)に基づく命令に従わないとき)	許可の取消し	1年以下、50万円以下
・引取、引渡、再資源化に関する命令違反 (法第139条第二号に規定する違反行為) = (法第20条第3項に基づく命令に従わないとき)	許可の取消し	1年以下、50万円以下
・移動報告に関する命令違反 (法第139条第二号に規定する違反行為) = (法第90条第3項に基づく命令に従わないとき)	許可の取消し	1年以下、50万円以下
全部利用者への引渡し書面の保存義務違反 (法第139条第一号に規定する違反行為)	事業の停止30日	1年以下、50万円以下
・関連事業者の業廃止・変更届出義務違反 (第140条第二号に規定する違反行為) = (法第46条第1項、48条第1項(59条での準用を含む)、57条第1項、63条第1項、64条(72条での準用を含む)、71条に規定する届出義務を履行しないとき)	事業の停止30日	30万円以下
・報告の徴収における報告拒否、虚偽報告 (第140条第三号に規定する違反行為)	事業の停止30日	30万円以下
・立入検査拒否、妨害、忌避 (第140条第四号に規定する違反行為)	事業の停止30日	30万円以下
・標識掲示違反 (法143条第一号、同二号に規定する違反行為) = (50条(59条での準用を含む)、65条(72条での準用を含む)の規定に違反したとき) ・その他の違反行為	事業の停止10日	10万円以下
2 (不正手段による許可) 法第66条第二号(72条での準用を含む)に該当するとき	許可の取消し	1年以下、50万円以下
3 (許可基準不適合) 法第66条第三号(72条での準用を含む)に該当するとき	事業停止(改善されるまでの一年以内の期間) 許可の取消し(改善不可能の場合)	
4 (欠格要件) 法第66条第四号(72条で準用する場合を含む。)に該当するとき	許可の取消し	

上表において、罰条をもって記載したのものもあるが、行政処分は罰則適用とは別個に実施する。